

「〔仮称〕高浜市公共施設マネジメント基本条例」素案について 皆さんの意見を募集しています

市は、公共施設の老朽化問題に対する課題解決のため、将来を見据え、安定して行政サービスが維持していくことができるように、公共施設の総量圧縮、長寿命化などをふまえた全体方針である「公共施設あり方計画（案）」を平成26年6月に策定しています。

今後40年間にわたる「公共施設あり方計画」を着実に進めていくためには、市民の皆さんとともに公共施設の現状・課題に対する理解を深め、公共施設の老朽化問題が今後の財政運営に深刻な影響を及ぼすことがないよう、持続可能な財政運営のもと、よりよい形で公共施設を次の世代へ引き継いでいくことが大切です。そこで「〔仮称〕高浜市公共施設マネジメント基本条例」を制定することとし、このほど素案がまとまりました。

現在、この素案に対する意見を募集しています。いただいた意見は、内容に反映できるかを検討し、後日、意見の採否やその理由などの概要を公表します。

「〔仮称〕高浜市公共施設マネジメント基本条例」素案の概要

(1) 公共施設マネジメントとは（第2条関係）

「公共施設マネジメント」とは、市庁舎、学校、道路、橋りょう、公園、上下水道などの公共施設を効率的・効果的に配置し、管理運営することにより行政サービスの向上を図るとともに、公共施設の維持更新にかかる財政負担を軽減することをいいます。

(2) 公共施設マネジメントの基本方針（第3条関係）

公共施設マネジメントは、次の5つを基本方針とします。

- ① ライフサイクルコストを踏まえた長期的な視点から、人口動態や人口構成の変化によるニーズの変化など、時代の要請に対応する取組みであること
- ② 安全性・重要性・経済性を踏まえたメンテナンスサイクルの構築を軸とする取組みであること
- ③ 利用実態を踏まえた機能重視型の取組みであること
- ④ 民間のノウハウや活力を取り入れる取組みであること
- ⑤ トップマネジメントにより推進され、総合的な視点から選択と集中を行う、財政と連動した取組みであること

(3) 計画の策定について（第4条関係）

市は、公共施設マネジメントの指針として、公共施設全般にわたる総合的な計画を策定します。

(4) 協働について（第4条～第7条関係）

次の世代へ、よりよい形で公共施設を引き継ぐため、市・市民・議会などは情報共有や協働に努めます。

(5) 委員会の設置（第8条関係）

専門的な視点から公共施設マネジメントに関するさまざまな提言を行うことを目的とした、有識者による委員会を設置します。

◆ 素案の入手方法

- ① 窓口での配布…市役所・いきいき広場・各公民館・各ふれあいプラザ・図書館で配布
- ② ホームページ…市公式ホームページからダウンロード可

◆ 意見の提出期限 7月31日(金)まで ※郵送の場合は当日消印有効

◆ 提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

- ① 素案配布場所に設置してある「意見提出箱」へ投函
- ② 行政グループ窓口（市役所3階20番）へ持参
- ③ 郵送、ファクス、電子メールで提出

※提出にあたっては「氏名」「住所」「電話番号」「意見とその理由（該当箇所）」を明記してください。

◆ 意見募集結果の公表 「広報たかはま」9月15日号を予定

提出・問合せ先 行政グループ ☎444-1398（住所不要）
☎52-1111（内線351） FAX52-1110 Eメール gyosei@city.takahama.lg.jp